

平成26年8月29日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成26年(ワ)第15374号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成26年7月28日

判 決

神奈川県相模原市<以下略>

原 告 株式会社イー・ピー・ルーム

東京都千代田区<以下略>

被 告 国

同 指 定 代 理 人 中 島 伸 一 郎

同 浅 原 陽 子

同 駒 崎 利 徳

同 平 川 千 鶴 子

同 古 閑 裕 人

主 文

- 1 本件訴えを却下する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、原告に対し、30万円及びこれに対する平成26年6月3日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

- 1 本件は、原告が、特許庁が平成13年7月4日にした異議の決定（以下「**本件取消決定**」という。）が国家賠償法上違法であるとして、被告に対し、30万円及びこれに対する訴状送達の日翌日である平成26年6月3日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

2 前提となる事実（争いがないか、末尾に掲記した証拠等により容易に認められる。）

(1) 本件取消決定に係る事実経過

ア 原告は、平成2年9月18日、発明の名称を「放電焼結装置」とする特許出願（特願平2－23962）に最初に添付した明細書又は図面に記載された発明に基づき国内優先権の主張をし、発明の名称を「加圧及び通電装置」とする特許出願（特願平2－248085。**以下「本件特許出願」という。**）をした（甲1，乙1）。

イ 原告は、平成7年3月14日、本件特許出願について、同日付け手続補正書による補正をした（乙1。**以下「本件補正」という。**）。

ウ 特許庁は、平成9年5月2日、本件特許出願に係る特許（ただし、登録時の発明の名称は「放電焼結装置」である。）につき設定登録をした（特許第2640694号。甲2。**以下「本件特許」という。**）。

エ 住友石炭鉱業株式会社は、平成10年2月13日、本件特許について、平成14年法律第24号による改正前の特許法に基づく異議申立てをした（平成10年異議第70682号。**以下「本件特許異議申立て」という。**）（甲3）。

オ 特許庁は、平成13年7月4日、本件特許異議申立てに基づき、本件特許を取り消す決定（本件取消決定）をした（甲3）。

(2) 本件取消決定に係る訴訟の経緯

ア 原告は、本件取消決定の取消しを求める訴えを提起した（東京高等裁判所平成13年（行ケ）第369号）が、東京高等裁判所は、平成15年4月9日、原告の請求を棄却する判決をし、同判決は同年10月9日に確定した（乙2・2頁）。

イ 原告は、本件取消決定の無効確認の訴えを提起した（当庁平成26年（行ウ）第98号）が、当庁は、平成26年5月27日、原告の請求を棄

却する判決をし（乙２），同判決は，同年６月１３日の経過により確定した（弁論の全趣旨）。

ウ 原告は，本件特許異議申立て事件の審判官合議体担当審判官らが，異議申立人の不利益になるような公報について，故意又は過失により審理することなく本件取消決定をしたのは国家賠償法１条１項の違法行為に当たると主張して，本件被告（国。**以下，単に「国」ということがある。**）に対し，本件特許が存続していたであれば得られたであろう利益１５億円のうち１６０万円等の支払を求める訴えを提起した（当庁平成１６年（ワ）第１９９５９号）。当庁は，平成１６年１２月１０日，原告の請求を棄却する判決をした。

原告は控訴した（東京高等裁判所平成１７年（ネ）第１６２号）が，東京高等裁判所は，平成１７年３月３０日，原告の控訴を棄却する判決をし，同判決は，同年４月１５日の経過により確定した（乙１・５頁）。

エ 原告は，本件取消決定の違法を主張して，国及び審判合議体の審判長であったＡｉ（**以下「Ａｉ」という。**）に対し，連帯して慰謝料２０万円等の支払を求める訴えを提起した（当庁平成２３年（ワ）第９２４８号）。当庁は，平成２３年９月７日，原告の国に対する訴えを却下し，Ａｉに対する請求を棄却する判決をし，同判決は，同月２１日の経過により確定した（乙１・５頁，乙３の１・３頁）。

オ 原告は，本件取消決定の違法を主張して，国及びＡｉに対し，連帯して慰謝料４０万円等の支払を求める訴えを提起した（当庁平成２３年（ワ）第１３７８０号）。当庁は，平成２３年７月２０日，原告の請求をいずれも棄却する判決をし，同判決は，同年８月５日の経過により確定した（乙１・６頁）。

カ 原告は，本件取消決定の違法を主張して，国及びＡｉに対し，連帯して慰謝料４０万円等の支払を求める訴えを提起した（当庁平成２３年（ワ）

第24887号)。当庁は、平成23年12月27日、原告の請求をいずれも棄却する判決をし、同判決は、平成24年1月11日の経過により確定した(乙1・6頁、乙3の1・3頁)。

キ 原告は、本件取消決定の違法を主張して、国及びA iに対し、連帯して慰謝料40万円等の支払を求める訴えを提起した(当庁平成23年(ワ)第30818号)。当庁は、平成24年1月26日、原告の請求をいずれも却下する判決をし(乙1)、同判決は同年2月10日の経過により確定した(弁論の全趣旨)。

ク 原告は、本件取消決定の違法を主張して、国に対し、慰謝料60万円等の支払を求める訴えを提起した(当庁平成24年(ワ)第13372号)。当庁は、平成24年7月30日、原告の訴えを却下する判決をし(乙3の1・4頁)、同判決は同年8月14日の経過により確定した(弁論の全趣旨)。

ケ 原告は、本件取消決定の違法を主張して、国に対し、慰謝料200万円等の支払を求める訴えを提起した(当庁平成25年(ワ)第22575号)。当庁は、平成25年11月12日、原告の訴えを却下する判決をし(乙3の1・4頁)、同判決は同月28日の経過により確定した(弁論の全趣旨)。

コ 原告は、本件取消決定の違法を主張して、国及びA iに対し、連帯して200万円等の支払を求める訴えを提起した(当庁平成25年(ワ)第25651号)。当庁は、平成25年12月25日、原告の訴えを却下する判決をし(乙3の1)、同判決は平成26年1月9日の経過により確定した(弁論の全趣旨)。

サ 原告は、本件取消決定の違法を主張して、国及びA iに対し、連帯して60万円等の支払を求める訴えを提起した(当庁平成25年(ワ)第29155号)。当庁は、平成25年12月17日、原告の訴えを却下する判

決をし（乙３の２），同判決は平成２６年１月８日の経過により確定した（弁論の全趣旨）。

３ 当事者の主張

（原告の主張）

本件取消決定は，本件補正は出願当初の明細書又は図面に記載されていないから要旨変更にあたると認定したが，平成５年法律第２６号による改正前の特許法４１条に反する。

よって，請求の趣旨記載のと通りの判決を求める。

（被告の主張）

(1) 本件訴訟は，「前提となる事実」(2)ウないしサの前訴の蒸し返しであって，本件訴えは信義則に反し，許されない。

よって，本件訴えの却下を求める。

(2) 本件取消決定に関しては，「前提となる事実」(2)アの判決が確定したことによって，処分要件とされたすべての要件を充足しており，一切の違法事由のないことが既判力をもって確定している。

したがって，原告が，後訴である本件訴訟において本件取消決定の違法理由を主張することは，既に確定した判決の既判力に抵触し，許されない。

よって，仮に訴えが適法であるとしても，理由がなく棄却されるべきである。

第３ 当裁判所の判断

上記「前提となる事実」(2)ウないしサのとおり，原告は，本件取消決定の違法を主張して本件被告（国）に対する損害賠償請求訴訟の提起を繰り返しており，本件訴えも，これら前訴の実質的蒸し返しであり，信義則に反し，かつ，訴権の濫用に当たる不適法なものであることが明らかである。

よって，本件訴えを却下することとし，主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第 2 9 部

裁判長裁判官

嶋 末 和 秀

裁判官

西 村 康 夫

裁判官

石 神 有 吾